

|   |
|---|
| <p><b>(関連分野)</b><br/> 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供</p>   |
| <p><b>(事業の名称)</b><br/> 都道府県等食品衛生関係業務臨時強化事業</p>  |
| <p><b>(関係省庁名)</b><br/> 厚生労働省</p>  |
| <p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内で流通する食品に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく監視指導については、国産品か輸入品かを問わず、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）が食品衛生監視員を中心として実施している。</li> <li>○ 昨今、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案、中国産の乳及び乳製品におけるメラミン混入事案等が相次いで発生しているため、食の安全に対する国民の関心が高まり、都道府県等の食品衛生関係業務に対するニーズが増大している。</li> </ul> <p><b>(事業内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県等は、食品衛生監視員の資格要件を充たす者（大学等において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者、厚生労働大臣の登録養成施設の課程を修了した者等）を臨時職員として雇い入れ、食品衛生監視員の業務に従事させることができるものとする。</li> <li>○ そのほか都道府県等は、食品衛生監視員の資格要件を充たさない者を臨時職員として雇い入れ、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて禁止される健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の探索、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの一環としてのホームページの改善や意見交換会の開催等の業務に従事させることができるものとする。</li> <li>○ いずれも、原則1年以上の雇用期間とする。</li> </ul> |
| <p><b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b><br/> 特になし</p>   |
| <p><b>(期待される効果)</b><br/> 定性的効果：食品衛生法に基づく監視指導等の食品衛生関係業務を実施する体制が強化され、国民の健康の保護に資することとなる。</p>   |
| <p><b>(先行事例)</b><br/> 特になし</p>  |
| <p><b>(期間後の取扱い)</b></p>   |
| <p><b>(関係省庁担当者連絡先)</b><br/> 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 課長補佐 田中謙一 / 係長 久野克人<br/> 電話番号：03-3595-2326 / ファックス：03-3503-7965</p>  |